

平成 26 年度 第 6 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会 合同部会

< 議事録 >

日 時：平成 27 年 2 月 12 日（木）

19 時 35 分～20 時 10 分

場 所：市役所庁舎 10 階第 6 会議室

(会議次第)

1 開 会

2 会 議

- (1) 第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（原案）に係るパブリックコメントの結果について
- (2) 第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
- (3) 平成 26 年度第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会（平成 26 年 12 月 26 日開催）の議事録の確認について
- (4) その他

3 閉 会

(委員・専門委員)

○出席（15 名）

（高齢者支援部会 8 名）

大江委員、杉野委員、笹岡委員、畠山専門委員、渡辺専門委員、池田専門委員、広瀬専門委員、濱専門委員

（健康づくり支援部会 7 名）

井出委員、吉村委員、山本委員、金須委員、高橋きみ子専門委員、角谷専門委員、高橋セツ子専門委員

○欠席（2 名）

（高齢者支援部会 1 名）

太田委員

（健康づくり支援部会 1 名）

有岡専門委員

(事務局)

○健康推進課

名和保健福祉センター館長、野原課長補佐、永井健康推進担当課長補佐

○介護保険課

相馬課長、本房課長補佐、家内管理係長、内藤認定給付係長、三谷主任補

○高齢者福祉課

金森課長、五十嵐地域包括支援センター担当課長補佐、長瀬主任、岡田主任

(議事録)

○事務局

皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中、また、お疲れのところご出席いただきまして、ありがとうございます。

早速ではありますが、今年度最後となります帯広市健康生活支援審議会第 6 回高齢者支援部会と健康づくり支援部会との合同部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び専門委員の皆様 17 名中 15 名のご出席をいただいておりますことから、本日の会議は成立しております。

では、議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に、会議次第、委員及び専門委員名簿、座席表、資料 C と致しまして平成 26 年 12 月 26 日に開催致しました『平成 26 年度第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会の議事録』、そして、高齢者支援部会の委員及び専門委員の皆様には、資料 D と致しまして『平成 26 年度第 3 回高齢者支援部会の議事録』をお送りしております。

また、本日、皆様のお手元にお配りしております資料と致しましては、資料 A と致しまして『第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（原案）に係るパブリックコメントの結果について』、資料 B と致しまして『第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）変更箇所比較表』をお配りしてございます。

不足の資料等ございましたら、事務局までお申し出ください。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、早速、会議に入らせていただきますが、合同部会の審議項目が「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定」に関わるものでありますことから、以後の進行につきましては、当該計画の所管部会の大江部会長にお願い致したいと存じます。よろしくお願い致します。

○高齢者支援部会長

はい。皆さん、お晩でございます。それでは、これから合同部会の会議に入らせていただきます。

議題の (1) 第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（原案）に係るパブリックコメントの結果についてです。事務局から説明をお願い致します。

○事務局

はい。パブリックコメントの結果につきまして、ご説明致します。パブリックコメントの募集期間につきましては、1 月 9 日から 2 月 9 日までの 32 日間でございます。11 件の意見を 10 人の方からいただいております。意見の取扱いにつきましては、既記載が 4 件、その他意見として伺ったものが 7 件でございます。

内容につきましては、まず資料 A の 1 ページの下のほうをご覧いただきたいと思いますが、介護報酬の引き下げ反対。続きまして、2 ページをご覧ください。1 段目でございますが、介護報酬改定と要支援サービスの制限についてでございます。これら 2 件につきましては、報酬改定は厚生労働大臣が国の審議会に意見を聴いて定めるものであることから、意見の取扱いをその他としてございます。

2 ページの 2 段目でございますが、人材不足について。3 段目の高齢者の希望に沿った介護保険の継続が不安と、これら 2 件の意見に対しましては、計画におきまして人材の育成、介護に関する理

解を深める取組、介護職員の負担軽減に関する取組を促進する内容、介護サービスの充実等の記載がありますことから、意見の取扱いを既記載としてございます。

続いて、3 ページ目をご覧ください。1 段目の施設整備や高齢者が社会参加のできる環境づくり、ボランティアグループ等との連携協力に対する帯広市の支援につきましては、計画におきまして、施設整備や介護サービスの充実、ボランティアの養成等について記載しておりますことから、意見の取扱いを既記載としてございます。

次の 2 段目でございますが、要支援の利用者のサービス低下。3 段目の、要支援の人の切りすて等。そして、次の 4 ページの 1 段目の要支援認定の方を介護保険給付から外すことで要介護状態の方が増えるのではという、これら 3 件の意見に対しましては、訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行の検討に向けても、多様な主体による効果的かつ効率的なサービスの提供、適切なサービスを受けることができるように配慮するほか、費用負担の考慮や生活支援体制の構築の検討、高齢者自身が自己の能力を活かした生活支援の担い手となることで自身の介護予防となることから、意見の取扱いをその他としてございます。

4 ページの 2 段目でございますが、介護保険料の上昇が重い負担になるという意見に対しましては、本市では高齢者の方の所得に応じた適切な保険料額となるよう細かく段階を細分化しているほか、公費による負担軽減、市民が必要とする介護サービスを適切に利用できる取組を進めることから、意見の取扱いをその他としてございます。

4 ページの 3 段目でございますが、小中学生や幼稚園時代からヘルパーや看護師職の理解が必要という意見に対しましては、計画に人材育成の項目の記載がありますことから、意見の取扱いを既記載としてございます。

次に 5 ページでございます。施設整備等について、いずれ訪れる高齢者人口の減少に伴い整備が少なくすむほか、特定施設のほうが財政負担が少ないとの意見に対しましては、特別養護老人ホームの原則要介護 3 以上の入所や待機者の解消を踏まえた施設整備計画、介護サービスの充実、生活支援体制の構築もあわせて検討していきますことから、意見の取扱いをその他としてございます。

以上が、いただいた意見とそれに対する考え方でございますが、計画の原案の修正を必要とする意見がなかったため、パブリックコメントによる計画の原案の修正は行いません。

以上でございます。

○高齢者支援部会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご質問等なければ、次に議題の(2) 第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)についてです。

事務局から説明をお願い致します。

○事務局

はい。資料 B、A3 サイズの資料がお手元にあるかと思いますが、ご覧いただきたいと思います。高齢者福祉課関連分につきまして、ご説明致したいと思います。

まず、1 ページ目でございますが、表記方法の訂正が主でございまして、そのうち表の左側の頁が 41 となっている箇所をご覧くださいと思います。この成年後見制度等の充実につきましては、

第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会の会議でご指摘をいただいて訂正したものでございます。

続いて、一番下の段、表の左側の頁が 50 となっている箇所でございますが、これにつきましても、第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会でのご指摘を受けまして、社会福祉法人の表記を入れさせていただき、訂正してございます。

次の 2 ページにつきましては、後ほど介護保険課からご説明致します。

3 ページの次、4 ページをご覧くださいと思います。表の左側の頁が 63 となっている箇所でございますが、ここも先ほどご説明致しましたが、第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会でのご指摘を受けまして訂正してございます。ほかは、表記方法の訂正でございます。

5 ページにつきましても表記方法の訂正でございます。

6 ページをご覧ください。表の左側の頁が 65 となっている箇所でございますが、ここも第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会でのご指摘を受けまして、医療と介護の連携強化の表記を訂正したところでございます。

以上が、高齢者福祉課関連分の説明でございます。続きまして、介護保険課からご説明致したいと思っております。

○事務局

はい。それでは、お手元の資料の 2 ページをご覧くださいよろしいでしょうか。2 ページの表の左側の頁が 53 となっている箇所でございますが、表の左右に日常生活圏域ごとの各施設数が記載されてございますけれども、少し古い数値を誤って記載していたところがございます、今回訂正し、数値を改めさせていただきました。

続いて、3 ページの 1 番上の段、表の左側の頁が 55 となっている箇所でございますが、看護小規模多機能型居宅介護という表記がございます。こちらにつきましては、地域密着型サービスは、帯広市の条例で運用しているのですが、基になります国の基準が変わりました。今、帯広市の条例を変える作業をしている最中ということで、パブリックコメントを行ってございます。表の右側の備考欄に記載されてございますが、こちらを所管しております地域密着型サービス運営委員会という会議がございまして、この会議にパブリックコメント等の意見をご報告して、最終的な条例案としていきたいという作業が残っているものですから、それで、地域密着型サービスの条例が変わった部分の項目を何点かこの計画にも盛り込んでございます。ですから、条例の最終案ができるまでは、計画も最終的な案にならないということになります。今回、計画の当該箇所を訂正させていただきましたのは、国の基準が変わったことによりまして、名称を変えたということでございます。

続きまして、表の左側の頁が 56 となっている箇所でございますが、小規模多機能型居宅介護、こちらの表記で下線が引かれておりますとおり、各定員 29 人となっております。現在、25 人で運営されておりますこの小規模多機能型居宅介護の登録定員が 29 人変わっていくという部分がございまして、計画の数値も変えているというところでございます。

続きまして、次の 4 ページをご覧ください。1 番上の段の表は、第六期計画における整備計画の数値を記載した表でございます。例えば、左側の表の川北日常生活圏域の平成 28 年度の小規模多機能については、施設数が 1 で (29) となっております。前までは (25) でございました。こちらは、国の省令が変わった、定員が変わった関係で、この表中の数値も変えたというところでございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。6 ページ以降は、細かく数値が記載されてございます。こちらにつきましては、介護報酬が変わった部分、それと、サービスの名称が変わった部分等により、表中の数値等を調整してございます。その影響するページが、6 ページ、7 ページ、8 ページ、9 ページというところで数値が変わってございます。

そして、報酬改定で一番大きく影響のあった 10 ページをご覧ください。10 ページは、介護保険事業費用の見込みの表となっております。今回、国から介護報酬の改定が示されました。全体で、2.27%引き下げるという方針が示されましたことから、介護保険の給付に係る費用も圧縮されるということで、全体の費用が少なくなっております。その関係で、皆様からいただく介護保険料も下がっているという部分の表でございます。左側の表が改定後の表になりますけれども、この表の一番下に、保険料（月額）という欄がございますが、そこに 5,470 円という数字が載っているかと思っております。これは、訂正する前は、5,580 円でした。前回まで、計画の原案としてお示ししていたのは、基準月額 5,580 円。今回は 5,470 円ということで、介護報酬が下がった関係で、月額負担していただく部分が 110 円下がったというふうに計算し直したものでございます。

次の 11 ページの部分に、今度皆様からいただく保険料の表が記載されておりますが、第 1 段階から第 15 段階まで細分化しましたということにつきましては、前回、計画の原案でご説明させていただいたところでございます。この表の第 5 段階のところ、基準額になってございます。左側の訂正後の表の第 5 段階をご覧くださいますと、5,470 円が基準の保険料月額となっております。その金額を基に、それぞれの保険料率を掛けて保険料月額を割り振っているというところでございます。

この表の第 2 段階のところをご覧ください。左側の表の第 2 段階の保険料率という欄ですが、0.68 というふうに表記されてございます。ここの 0.68 という部分、国から示されておりました前回の表記でいきますと 0.75 となっております。この部分につきましては、第 1 段階から第 3 段階の保険料につきまして、消費税財源を投入して軽減するということが予定されてございました。この部分につきましては、消費税率を 10%へ引き上げるといふ部分が、平成 29 年 4 月まで延期されましたということから、軽減内容も今回変わってございます。平成 27 年度と平成 28 年度の 2 年間につきましては、第 1 段階の部分のみについて、今ここでは 0.50 と表記されてございますが、そこを 0.45 まで引き下げますと。この部分だけ、最初の 2 年間は下げるといふ方針が出されてございます。国が設定しました第 2 段階の 0.75 という割合、これが軽減されないままいきますと、現在の第五期計画で負担していただいている第 3 段階特例という段階が 0.68 でございますから、この第 2 段階に該当する方は、割合そのものが上がってしまうということになるものですから、今回は、ここの部分の割合が上がらないように、同じ 0.68 という割合で設定させていただいて、それぞれ保険料段階を配分させていただいたところでございます。

なお、この介護保険料につきましては、条例により定められている事項でございますので、3 月の議会に条例改正の提案をさせていただき作業を進めているところでございます。また、第 1 段階の軽減後、0.45 まで下げますといふ部分の金額につきましては、最終的には国の平成 27 年度予算が成立した後でなければ決定できませんといふふうになってございますことから、国の平成 27 年度予算成立後に、帯広市も改めてその部分の条例改正をするという手続きを進めたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

○高齢者支援部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の(3)平成26年度第5回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会(平成26年12月26日開催)の議事録の確認についてですが、特に問題はございませんでしょうか。

よろしいですか。特になければ、議事録は了承されたものと致します。

最後に、(4)その他についてですが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

本日のご審議、どうもありがとうございました。

今年度は、計画策定のため、今回を入れまして6回にわたって部会を開催させていただきました。皆様には多大なご協力を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

先ほどご説明致しましたとおり、計画(案)の表記の一部につきまして、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)」の公布に伴いまして、「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正が伴いますことから、2月17日までの当該条例に係るパブリックコメントの結果と、本日のご審議の結果をもちまして、『第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』を成案としてまいります。

また、策定致しました計画につきましては、3月末を目途に、皆様へご郵送申し上げる予定でございますので、今後とも、ご意見、そして、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○高齢者支援部会長

他になければ、本日の議題以外でも構いませんが、皆様から何かありましたら、お願い致します。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上ですべての議事は終了致しました。本日の高齢者支援部会と健康づくり支援部会との合同部会はこれにて閉会と致します。長時間にわたり、皆様どうもお疲れさまでした。

なお、高齢者支援部会の皆様は、そのままお座りになってお待ちください。

○高齢者支援部会長

さて、お疲れのところ申し訳ありませんが、高齢者支援部会の皆様には、事前にお送りしている資料D『平成26年度 第3回高齢者支援部会の議事録』がお手元にあるかと思えます。議事録について、皆様ご覧いただいたかと思いますが、特に問題はありませんでしょうか。

いくつか、私の発言の部分で訂正いただきたいところがございますが。

他にお気づきのところはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特になければ、議事録は了承されたものと致します。

事務局から、何かありますか。

○事務局

はい、例年この時期に開催しております高齢者支援部会では、翌年度の予算についてのご説明、そして、計画の実施状況をご報告しておりますが、今年度は計画の実施状況につきましては、計画策定の過程でのご説明をもって代えさせていただきたいと思っております。

また、平成27年度の予算につきましては、申し訳ございませんが、まだご報告できる段階にございません。委員及び専門委員の皆様には、2月下旬頃、追って、予算が発表された後に、資料をお送りさせていただき、ご報告に代えさせていただきたいと存じます。

平成27年度の第1回目の高齢者支援部会につきましては、11月頃の開催を予定してございますが、今後、部会長と日程調整をさせていただいたうえで、ご案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

○高齢者支援部会長

では、皆様、本日はお疲れさまでございました。